

(資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
◆A 職員人件費◆										
1	職員課	職員給与	職員給与を削減します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の給料・期末手当について、市長、副市長を30%、教育長を15%削減します(24年度以降の削減は別途検討します。)</li> </ul> </li> <li>●23～27年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職の給料・諸手当について単年度当たり4.5～5億円規模の削減を実施します。削減の内容については、今後検討します。</li> </ul> </li> </ul>	○H21年度から実施する給与削減を継続した。 (削減内容) ①特別職／給料・期末手当(市長・副市長:30%、教育長15%)の削減 ②一般職／給料:役職に応じ2～7%、管理職手当:30%、期末勤労手当:10%、退職手当調整額:50%の削減、通勤手当:国に準拠し改定、特殊勤務手当:自動車運転整備手当の減額 ○H23期末勤労手当のさらなる削減について職員組合と交渉した。	①特別職／給料の削減を継続する。期末手当の削減を拡大する(市長40%・副市長30%減)。退職手当の削減を実施する(市長・副市長10%減)。 ②一般職／給料の役職に応じた削減を継続、管理職手当を50%削減に拡大、期末勤労手当を役職に応じて33～46%削減、特殊勤務手当を一部廃止及び減額を行う。退職手当の調整額100%削減を行う。削減内容に関する組合との交渉を実施する。	給与削減の内容を検討し、実施する。	同左	同左	同左
2	職員課	定員適正化	『第5次常滑市定員適正化計画』を策定し推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次定員適正化計画を策定します。</li> </ul> </li> <li>●23～27年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数を適正化します(一般行政職、消防職、保育士教諭職、技能労務職)。</li> <li>※22年度実績530人→27年度見込み465人(65人削減)【医療職を除く。】</li> <li>※効果額は消防職、保育士教諭職を除く。</li> </ul> </li> </ul>	第4次定員適正化計画に沿って、職員数の削減を図った。 ○一般職 ・H22.4.1現在529人 ・H23.4.1現在504人 (除:市長、副市長、教育長、参事)	第5次定員適正化計画を策定する。	第5次定員適正化計画に沿って、職員数の適正化に取り組む。	同左	同左	同左
◆B 投資的事業◆										
3	土木課	多屋線道路改良事業	全体計画を見直し、事業を繰延べします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度分の繰越工事のみを実施します。</li> </ul> </li> <li>●24～27年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道大府常滑線以西の用地・物件補償を1～2件/年に抑えます。</li> </ul> </li> </ul>	2月から関係者への個別説明を実施した。	事業費は、H22年度繰越工事費のみとし、残工事を実施する。(H23年度新規予算は計上なし)	事業を繰り延べするため、最小限の用地確保を行う。	同左	同左	同左
4	市街地整備課	常滑駅周辺土地区画整理事業	全体計画を見直し、事業を繰延べします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23～27年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画・スケジュールを見直し、全体事業費及び本計画期間における事業費の削減に努めます。</li> </ul> </li> <li>●23～25年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・物件補償を1～3件/年に抑えます。</li> </ul> </li> </ul>	平成25年度終了予定の移転補償を平成28年度まで繰延。 3月に関係者への個別説明を実施した。 以前の計画では平成24年度に予定していた移転補償を1件繰上げて実施し、合計5件の建物移転補償を実施した。	平成23年度移転補償(対象1件)を実施する。	移転補償(対象3件)の実施。	移転補償(対象2件)の実施。	移転補償(対象4件)の実施。	移転補償(対象4件)の実施。

## (資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
5	下水道課	公共下水道事業(汚水)	単年度の整備面積を縮小します。	●23～27年度 ・整備面積を5ha/年に抑えます。 ・一部地域について、合併浄化槽事業の導入の可能性を検討します。	・公共下水道への接続要望の多いエリアを優先的に整備するため、山方区長及び榎戸区長へ聞き取り調査を行った。 ・常滑市汚水適正処理構想の策定のなかで、地区ごとに集合処理と単独処理とのコスト費の比較検討を行った。	・整備面積を縮小して汚水管渠整備を実施する。 ・来年度以降の整備区域を決定するため山方地区、保示地区及び榎戸地区でアンケート調査を実施する。 ・常滑市汚水適正処理構想の策定にあたりパブリックコメントを実施する。	整備面積を5ha/年に抑える。 基本計画の変更	整備面積を5ha/年に抑える。 認可計画の変更	整備面積を5ha/年に抑える。	同左
6	下水道課	公共下水道事業(雨水)	単年度の整備面積を縮小します。	●23～27年度 ・整備面積を5ha/年に抑えます。 ●23～27年度 ・一部地域で防災目的の浸水対策事業を実施します。	汚水管渠整備と併せて雨水管渠を整備することにより、コスト費の抑制に努めた。	・汚水管渠整備と併せて雨水管渠整備を進める。 ・榎戸地区の浸水対策として雨水管渠を整備する。	整備面積を5ha/年に抑える。 基本計画の変更	整備面積を5ha/年に抑える。 一部地域で防災目的の浸水対策事業を実施	同左	整備面積を5ha/年に抑える。
7	財政課	その他の投資事業	縮小・繰延べ・見直しを実施します。	●23年度～ ・その他の投資事業の縮小・繰延べ・見直しを実施します。	その他の投資事業についてヒアリングを実施し、計画期間中における事業の縮小・繰延べ・見直しを実施した。	見直し後の計画により、各課が事業を実施する。	見直し後の計画により各課が事業実施	同左	同左	同左
◆C 施設◆										
8	福祉課	老人憩いの家	管理方法等の在り方を見直し、必要経費を削減します。	●23年度 ・22年度中に調査した利用実態・利用希望を踏まえ、委託料を30%削減します。 ●24年度～ ・公の施設から除外し、普通財産とします。 ・大規模修繕が必要な状態となるまでの期間に限って、施設の使用を継続します。 ・委託料を補助金として支出し、必要に応じて減額を検討します。	3月に開催した市老連役員研修会(各地区の代表会長約70名)で、23年度委託料の30%削減及び24年度からの委託料廃止に向けて説明を実施した。	・利用希望/利用実態を調査する。 ・設置管理条例を廃止する。(憩いの家の普通財産への移管) ・補助金要綱を見直しする。(老人クラブ利用の場合) ・利用希望のない老人憩いの家の敷地を地主へ返還する方向で検討する。	・行政財産を普通財産へ移管 ・引き続き利用する老人クラブへは補助金を交付 ・旧老人憩いの家の賃付に当たっては修繕費等の負担は借受者の負担とする。	同左	同左	同左
9	福祉課	ゲートボール場	在り方を見直し統廃合を進めます。	●23～27年度 ・22年度中に調査した利用実態・利用希望を踏まえ、統廃合を進めます。 ・廃止した施設について、売却を進めます。	統廃合を進めるため、検討した。	・利用希望、利用実態を調査する。 ・利用希望のないゲートボール場は地主へ返還する方向で検討する。	・行政財産を普通財産へ移管	・施設の利用状況、希望を踏まえ統廃合を検討する。 ・廃止した施設の売却を進める。	同左	同左
10	こども課	児童遊園・ちびっ子広場	利用実態に合わせて統廃合するとともに、アダプトプログラムを活用します。	●22年度 ・利用頻度が低く、代替施設があるものを廃止します(児童遊園2か所→多屋、蒲池、ちびっ子広場1か所→桧原) ●23年度～27年度 ・利用頻度が低い施設を廃止します。 ・廃止した施設について、売却を進めます。	利用頻度が低く、近隣に代替施設があった児童遊園2か所(多屋、蒲池)とちびっ子広場1か所(桧原・借地)を閉鎖した。	全施設の利用状況等を確認し、利用頻度が低く、借地である施設については、閉鎖を検討する。 残す施設の管理についてはアダプトプログラムの活用を検討する。	利用頻度の少ない施設の廃止検討 アダプトプログラム導入の検討	同左	利用頻度の少ない施設の廃止検討	同左

(資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
11	こども課	幼・保育園	『常滑市幼・保育園の再編等計画』に基づき統廃合・民営化を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・青海保育園を認定こども園に変更します。</li> <li>・大野保育園、常滑北保育園、三和東幼稚園を廃止します。</li> <li>・小鈴谷北保育園を小鈴谷保育園と名称変更します。小鈴谷南保育園を廃止して小鈴谷保育園の分園とします。</li> <li>・西浦北、西浦中保育園を民営化します。</li> </ul> </li> <li>●24年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・西浦北、西浦中保育園を統合し、民間の認定こども園とします。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係条例の制定と一部改正を行い、平成23年4月の見直しに向け準備した。</li> <li>①大野保育園、常滑北保育園、三和東幼稚園の閉鎖</li> <li>②青海こども園の開園</li> <li>③西浦北保育園と西浦中保育園の民営化</li> <li>④小鈴谷北保育園を小鈴谷保育園と名称変更し、小鈴谷南保育園をその分園化</li> </ul>	<p>「西浦こども園(仮称)」の建設を、社会福祉法人・知多学園、西浦北・中保育園の地域や保護者、市との三者による協議を行いながら進める。</p> <p>分園の存続について、地域・保護者と協議する。</p>	飛香台に民間こども園誘致	左記施設の建設から開園	『常滑市幼・保育園の再編等計画』の見直し	左記の実施
12	こども課 学校教育課	児童館	施設の統廃合を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23～27年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成クラブの実施場所として小学校での可能性を検討するとともに、その実施に合わせて統廃合を検討します。</li> </ul> </li> </ul>	常滑児童センター以外の7館については、利用状況から午前中を閉館とし、実施事業の見直しにより正規職員10名を3名にして、運営の合理化を図った。	全館で実施している育成クラブについて、学校の空き教室が利用可能か検討し、児童館のあり方の見直しを図る。	実施可能な小学校から順次育成クラブを児童館から移行	同左	実施可能な小学校から順次育成クラブを児童館から移行施設の統廃合の検討	施設の統廃合の実施
13	商工観光課 生涯学習課	陶芸・陶芸関係施設	陶芸研究所、陶業試作訓練所、民俗資料館の在り方を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸研究所敷地内に研究研修棟を改築します(陶業試作訓練所移転事業基金を活用)。</li> <li>・職員の一元管理を開始します。</li> </ul> </li> <li>●24年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・新体制で陶業陶芸の振興を開始します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月議会で陶業試作訓練所の設置・管理条例を廃止</li> <li>・平成23年3月議会で陶芸研究所運営基金の設置・管理条例を廃止、管理条例を一部改正(特別会計を廃止し、2つの基金を一本化)</li> <li>・平成23年3月に教育委員会へ陶芸研究所の事務を補助執行(民俗資料館長及び陶芸研究所長の兼務)</li> <li>・平成23年1月に陶業陶芸振興施設あり方検討委員会(略:「あり方検討委員会」)を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あり方検討委員会」で新棟建設案、施設の統合・運営案を検討。</li> <li>・市議会協議会へ付議、9月議会で新棟建設費を予算化。その後、新棟建設に着手し、年度末竣工。</li> <li>・H24年4月からの新体制(陶業陶芸振興事業全体の見直し、職員、組織、予算等の一本化)に向けて準備する。</li> </ul>	新体制(統合施設)において、陶業陶芸振興事業基金の残高確保に努めながら、各振興事業を実施	同左	同左	同左
14	商工観光課	商工振興施設	商工会館、陶磁器会館の在り方を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会館について、公の施設から除外し、商工会議所へ貸与します。</li> <li>・陶磁器会館について、公の施設から除外し、使用団体へ貸与します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会館                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月議会で商工会館の設置・管理条例を廃止、議決後、指定管理の基本協定を一部変更(指定管理料年額:120万円)</li> <li>・普通財産として土地建物使用貸借契約を常滑商工会議所と締結(賃借料:無料)</li> </ul> </li> <li>○陶磁器会館                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月議会で陶磁器会館の設置・管理条例を廃止、議決後、指定管理の基本協定を一部変更(指定管理料:なし)</li> <li>・普通財産として土地建物使用貸借契約を陶磁器会館運営委員会と締結(賃借料年額:210万円)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会館                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地建物使用貸借契約の延長を確認する。</li> <li>・現在の駐車場(約350㎡)について協議する。</li> </ul> </li> <li>○陶磁器会館                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地建物賃借借契約の延長確認(但し、賃借料は毎年度、協議)</li> <li>・施設修繕計画等について協議する。</li> </ul> </li> </ul>	H23取組と同じ(予定)	同左	同左	同左

## (資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
15	商工 観光課	観光施設	観光プラザ、登窯広場、廻船問屋瀧田家の在り方を見直します。	●23～25年度 ・観光プラザについて、観光協会を指定管理者とし、一部スペースは民間による活用を検討します。 ・観光案内所の在り方を検討します。 ・登窯広場について、民間の活力を活用した利用方法等を検討します。 ・廻船問屋瀧田家について、ボランティアの活用など、施設の魅力向上に向けた取組を検討します。	○観光プラザ ・平成22年12月議会で公の施設の指定管理者として市観光協会を指定、議決後、常滑駅ビル㈱と指定管理の基本協定を一部変更、市観光協会と基本協定及び年度協定を締結(H22指定管理料:13,347千円→H23:9,267千円) ○登窯広場 ・指定管理者(H25まで市観光協会常滑支部)へ管理料削減の協力を要請(H22:450万円→H23:350万円)、登窯広場展示工房館の開館時間・休館日等を検討 ○廻船問屋瀧田家 ・指定管理者(H25まで市観光協会常滑支部)へ管理料削減の協力を要請(H22:450万円→H23:420万円)、日本福祉大学とサービス向上策を検討	○観光プラザ ・施設の有効活用による魅力づくり、観光案内所のあり方を検討する。 ○登窯広場 ・開館時間、休館日等の見直しと観光客等への周知徹底する。 ○廻船問屋瀧田家 ・指定管理者、日本福祉大学等とサービス向上策を検討する。	○観光プラザ ・市観光協会を指定管理者として指定(H25まで継続) ○登窯広場、廻船問屋瀧田家 ・市観光協会常滑支部を指定管理者として指定(H25まで継続)	・同左 ・H26以降の指定管理者を選定	選定された指定管理者により運営	同左
16	消防本部	消防出張所	体制・配置を見直します。	●23年度 ・空港出張所を日勤体制に改め、夜間の事案は本署で対応します。 ●24年度 ・消防本部庁舎の移転新築に合わせ、北出張所を廃止し、その機能を本署に統合します。	平成23年度から空港出張所を日勤体制にするために人員配置等を検討した。	空港出張所を日勤体制に改め、夜間の事案は本署で対応する。 平成24年度の新消防本部庁舎への新築移転にあわせて北出張所廃止に向け、効率的な車両運用、人員配置等を検討する。	消防本部庁舎の新築移転に合わせ、北出張所を廃止し、その機能を本署に統合する。	本署及び南・空港出張所体制での運用	同左	同左
17	生涯 学習課	市民 文化会館	指定管理者・指定管理料を見直します。	●23～25年度 ・市民文化会館を継続し、より効果的・効率的な管理・運営を進めます。 ●26年度 ・関係団体等による指定管理について検討することなどによって、より効果的・効率的な指定管理を目指し、指定管理料の削減に取り組みます。	-	管理・運営方法についての調査検討を行う。	検討	次年度からの指定管理について見直しの検討	見直しを実施	検討
18	生涯 学習課	公民館	指定管理料を見直し、必要に応じて統廃合を進めます。	●23～25年度 ・適正配置を検討します。 ・関係団体等による指定管理など、より効果的・効率的な管理・運営方法等を検討します。 ●26年度 ・検討結果を踏まえ、統廃合等を実施します。	-	管理・運営方法及び統廃合についての調査研究を行う。	検討	次年度からの指定管理について見直しと、統廃合の検討	見直しを実施	検討
19	生涯 学習課	図書館 (本館・分館)	指定管理料を見直し、必要に応じて統廃合を進めます。	●23～25年度 ・適正配置を検討します。 ●26年度 ・公民館の関係団体等による指定管理について検討することなどによって、より効果的・効率的な指定管理を目指し、指定管理料の削減に取り組みます。 ・公民館の適正配置の検討結果を踏まえ、統廃合を実施します。	-	公民館にあわせて管理・運営方法及び統廃合についての調査研究を行う。	検討	公民館にあわせて見直し等を検討	見直しを実施	検討

(資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
20	学校教育課	小中学校	人口の変化や偏在に対応し適正な学校配置を検討します。	●23年度～ ・人口の増加、市域全体の人口の偏在を考慮し、適正な小中学校の配置を検討します。	・児童生徒数の推移の把握に努めた。 ・鬼崎北小学校の児童数増加については、現有教室の復元と教室の増設で対応する方針とした。	児童生徒数の推移を把握する。	同左	同左	同左	同左
<b>◆D 事務事業◆</b>										
21	市民窓口課	連絡所	廃止し、代替策を実施します。	●23年度 ・23年12月末で廃止します。 ●23年度～ ・24年1月から平日に毎週1回、関係課の窓口業務を延長します。 ・年度末、年度始めの閉庁日について、一定時間関係課の窓口業務を実施します。	・廃止に向けて検討した。 ・平成22年度末、平成23年度始めの閉庁日について、一定時間関係課の窓口業務を実施した。	・平成23年12月末で連絡所を廃止する。 ・連絡所廃止後の対応として本庁舎の窓口業務延長を検討する。 ・検討結果に基づき、平成24年1月から関係課の窓口業務を延長する。(週1回平日など)	継続	継続	継続	継続
22	交通防災課	交通指導員	賃金単価を引き下げ、勤務時間を短縮します。	●23年度 ・賃金単価を引下げます。 ・午後の勤務時間を短縮します。	22年9月及び12月に交通指導員に内容説明した。	賃金を引き下げる。 勤務時間を午前2時間と午後1時間とする。	継続	継続	継続	継続
23	福祉課	敬老金	支給内容を見直します。	●23年度 ・100歳以上への支給を廃止します。 ・99歳への支給額を、1回2万円から1万円に減額します。	-	・広報とこなめで敬老金支給内容の変更について市民に周知する。 ・敬老金の100歳以上への支給を廃止し、数え99歳の方に1万円を支給する。	・広報とこなめで変更について周知。 ・数え99歳の方に敬老金、1万円を支給する。	同左	同左	同左
24	こども課	児童育成クラブ	全小学校区で実施し、実施場所について検討します。	●23年度 ・引き続き全小学校区で実施し、可能な限り小学校数区内で実施できるよう検討を進めます。	三和・西浦北・小鈴谷小学校区に児童育成クラブを新設し、全9小学校区に開設した。	24年度に事業廃止となる「放課後子ども教室」との融合化と、常滑西小学校以外の小学校での実施の検討をする。	実施可能な小学校から順次育成クラブを児童館から移行	同左	同左	同左
25	生活環境課	家庭ごみ	家庭ごみの減量化を推進します。	●23年度：以下の取組によって家庭ごみの減量化を推進します。 ・ごみ処理の費用負担について周知します。 ・ごみ減量化推進市民会議(仮称)を設置します。 ・市内に一ヶ所家庭ごみリサイクル用のストックヤードを設置します。	2月にごみ減量化推進庁内検討会議を設置し、ごみ減量化、資源化、有料化の検討を進めた。 3月にごみ減量化推進市民会議を設置した。	ごみ処理の費用負担について周知する。 ごみ減量化市民会議で、ごみの減量化、資源化、有料化を検討する。 市内に一ヶ所家庭ごみリサイクル用のストックヤードを設置する。	ごみ減量化、資源化、有料化の推進	同左	同左	同左
26	生活環境課	事業系ごみ	分担金を削減します。	●23年度 ・常滑武豊衛生組合の手数料値上げに伴い、市が支払う分担金を削減します(7月～)。	11月の組合議会で常滑武豊衛生組合手数料条例を改正した。 その後、関係者への周知を行った。	7月より、事業系ごみ処理手数料を、10kgあたり100円から130円に引き上げる。	継続	継続	継続	継続

## (資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
27	学校教育課	小中学校授業用パソコン	契約内容を見直します。	●25年度 ・リース契約の内容を見直し、経費を削減します。	リース契約更新時期の西浦北小学校と4中学校について、消耗品とプロバイダ料をリース契約内容から除いた。	-	8小学校のリース契約内容について検討する。	左記検討結果に基づきリース契約をする。	-	-
28	学校教育課	学校教育関係事業	事業費の柔軟な支出を可能にして全体事業費を削減します。	●23年度 ・全体事業費を10%削減します。 ・事業費を各学校の実態に合わせて柔軟に支出する仕組みを作ります。	・平成23年度の全体事業費を10%削減した。 ・平成23年度予算編成にあたり事業費を各学校の実態に合わせて柔軟に支出する仕組みとした。	事業費を各学校の実態に合わせて柔軟に支出する仕組みについて継続する。	継続	継続	継続	継続
29	生涯学習課	生涯学習指導員(青少年体験活動支援センター)	廃止します。	●24年度 生涯学習指導員を廃止し、業務は生涯学習課職員で対応します。	-	業務内容と職員数等の検討・調整を行う。	見直しを実施	-	-	-
30	生涯学習課	生涯学習指導員(公民館)	人員を削減します。	●26年度 ・公民館の統廃合に合わせて、生涯学習指導員を削減します。	-	統廃合に向けた調査研究を行う。	検討	業務内容と職員数等の検討・調整	実施	-
31	生涯学習課	放課後子ども教室	廃止します。	●24年度 ・事業を廃止します。	-	事前周知等を行った上で、今年度末をもって事業を廃止する。	廃止	-	-	-
32	体育課	中学校部活動指導員	謝金を減額します。	●23年度 ・1人1回当たり3,000円の謝金を1,000円に減額します。	-	1人1回当たり謝金を1,000円に減額する。	継続	継続	継続	継続

(資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
33	福祉課 こども課	市単独の諸手当	支給内容を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者介護者手当を廃止します。</li> <li>・心身障害者手当を10%削減します。</li> <li>・市遺児手当の支給対象期間を5年間に限定します。</li> </ul> </li> </ul>	○重度心身障害者介護者手当 平成23年3月議会で条例を廃止し、手当廃止を該当者に説明を実施した。	制度を廃止する。	-	-	-	-
					○心身障害者手当 平成23年3月議会で条例を一部改正し、該当者に手当の減額通知を実施した。	制度の見直しを実施する。	継続	継続	継続	継続
					○市遺児手当 県遺児手当に合わせ、平成23年3月議会で条例を一部改正した。	制度の見直しを実施する。	継続	継続	継続	継続
34	財政課	受益者負担の見直し	各種受益者負担について見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度～                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの有料化を検討します。</li> <li>・各施設の使用料を上げます。</li> <li>・放課後児童育成クラブ保育料を上げます。</li> <li>・保育料を上げます。</li> </ul> </li> </ul>	各種受益者負担金の個別シートを作成し、現状の把握、及び今後の各課の方針を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの有料化の検討</li> <li>・文化会館の使用料見直しの実施</li> <li>・保育料の引き上げの検討</li> <li>・放課後児童育成クラブ保育料見直しの検討</li> </ul>	見直し後の計画により各課が使用料等を徴収	同左	同左	同左
35	財政課 企画課	その他の事務事業	事務事業を総見直しし、事業費を削減します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の総見直しを実施します。</li> <li>・審議会委員等の報酬を見直します。</li> <li>・国際化推進事業、男女共同参画推進事業を見直します。</li> <li>・区長会懇親会の在り方を見直します。</li> <li>・市政モニターを廃止します。</li> <li>・旧常滑高等学校の活用について中止を含めて見直します。</li> </ul> </li> </ul>	その他の事務事業について、平成23年度予算編成ヒアリングの中で見直しを行った。	職員削減に対応できるよう、各課の事務事業について総見直しを実施する。	見直し後の計画により各課が事業実施	同左	同左	同左
◆E イベント・行事等◆										
36	福祉課	敬老会	廃止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の敬老会を廃止します。</li> </ul> </li> </ul>	1月の区長会で敬老会廃止の説明を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会を廃止する。</li> <li>・市民へ周知する。(広報とこなめ)</li> </ul>	-	-	-	-
37	生涯学習課	市の3美術展	市美術展、現代美術展、収蔵美術品展の在り方を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市美術展について協賛者を募ります。</li> </ul> </li> <li>●24年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代美術展を当面休止します。</li> </ul> </li> <li>●25年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵美術品展を当面休止します。</li> </ul> </li> </ul>	市美術展について協賛金を募るため、関係者への説明を行った	協賛金を募り市美術展を開催する。収蔵美術展を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛金を募りながら市美術展を開催</li> <li>・費用の掛からない収蔵美術品展を開催</li> </ul>	同左	同左	同左
38	体育課	市民運動会	廃止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の市民運動会を廃止します。</li> </ul> </li> </ul>	-	市主催の市民運動会を廃止する。	-	-	-	-

## (資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
39	財政課	その他のイベント・行事等	内容を見直し経費を削減します。	●23年度～ ・その他のイベント・行事の開催方法等を見直します。 ○見直し事業 戦没者追悼式、成人式、公民館まつり、伝統芸能囃子発表会、東海少年少女レスリング選手権大会、前田杯卓球大会開催費	その他のイベント・行事等についてヒアリングを実施し、開催方法等の見直しを実施した。	見直し後の計画により、各課が事業を実施する。	見直し後の計画により各課が事業実施	同左	同左	同左
<b>◆F 補助事業◆</b>										
40	交通防災課	市交通安全推進協議会補助金	在り方を見直し、減額します。	●23年度 ・事業内容を見直し、補助金額を削減します。 ・子どもを守る会について、事業内容を見直し、補助金額を削減するとともに、市から直接補助金を支出します。	関係団体に説明した。	事業内容を見直し、補助金を削減した。 子どもを守る会は直接補助とし、事業内容を見直し補助金を削減した。	継続	継続	継続	継続
41	市民協働課	まちづくり事業費補助金	補助金額を削減します。	●23年度 ・補助金額を20%削減します。	継続事業については、前年度補助額に予算と同じ割合の20%減を乗じた額を、補助を行う最高限度額とした。	補助金の総額が年々減っていることから、より効果的・効率的な補助の方法を検討する。	効果的・効率的な補助の方法を検討する。	同左	同左	同左
42	市民協働課	公会堂等補助金(新築・改築)	新築・改築の補助金を一時休止します。	●23年度 ・公会堂の新築・改築に係る補助金を当面休止します。 ※「修繕」に係る補助金は継続実施します。	・新年区長会時に、行財政再生プランの説明を行った。 ・新年区長会の資料に、新築・増改築については当分の間、休止することを示した。	代替可能な助成制度の把握・活用に努める。	補助を休止していることの理解を求め、代わりとなる助成制度の把握・提案を行う。	同左	同左	同左
43	福祉課	市遺族連合会補助金	補助対象事業を見直し、補助金額を削減します。	●23年度 ・補助対象事業を見直します。 ・補助金額を削減し、補助金額を会員1人当たり年間600円とします。	市遺族連合会に説明会を実施した。	補助金額を会員1人当たり年間600円とする。	補助対象事業の実態把握	同左	同左	同左
44	農業水産課	市農業振興祭補助金	在り方を見直し、削減します。	●23年度 ・JAとの共催事業であることから、補助金を負担金に変更します。 ・負担金額について事業収益相当分を削減します。	農水産業振興事業費補助金要綱を改正し補助金から負担金に変更し削減(H22/81万円→H23/50万円)	事業収益相当分を減額し、負担金に変更して補助を継続する。	継続	継続	継続	継続
45	商工観光課	常滑焼まつり補助金	財源を見直します。	●23年度 ・市の一般財源からの支出を特定財源(陶業陶芸振興事業基金)に変更し、補助金を削減します。	・平成23年3月議会で陶芸研究所運営基金の設置・管理条例を廃止、陶業陶芸振興事業基金の設置・管理条例を一部改正(特別会計を廃止し、2つの基金を一本化) ・常滑焼まつり補助金は、特定財源(陶業陶芸振興事業基金)に変更し、削減(H22/320万円→H23/300万円)	常滑焼まつり協賛会事業費補助金交付要綱を廃止し、関係補助金を一本化した「常滑市陶業陶芸振興事業費補助金交付要綱」へ統合する。	継続	継続	継続	継続

(資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
46	体育課	市体育協会補助金	補助金額を削減します。	●23年度 ・補助金額を20%削減します。	-	補助金額を20%削減する。	継続	継続	継続	継続
47	財政課	その他補助金	補助対象事業を見直し、補助金額を削減します。	●23年度 ・各種補助金について見直しを実施します。	その他の補助金についてヒアリングを実施し、平成23年度予算編成において原則30%削減するよう見直した。	見直し後の計画により、各課が事業を実施する。	見直し後の計画により各課が事業実施	同左	同左	同左
◆G 収入増加策◆										
48	税務課	市税収納率	市税収納率を向上させます。	●23年度 ・市税滞納者への督促を強化し、納税意識のない場合は差押えを積極的に実施します。 ●23～25年度 ・愛知県知多地方税滞納整理機構へ参加し、収納率の向上に努めます。 ※収納率実績/21年度:94.3% ※収納率向上目標/25年度:95.6%、27年度:96.0%	平成22年度収納率 現年分 98.9% (98.5%) 過年分 25.7% (16.1%) 合計 94.7% (94.3%)  平成22年度差押件数:131件 (前年比229.8%増)	・滞納処分を強化する。 (預金、国税還付金、給与、土地・建物等の差押)  ・知多滞納整理機構へ高額滞納事案の移管及び滞納処分を実施する。	滞納処分の強化  知多滞納整理機構へ高額滞納事案の移管	同左	滞納処分の強化	同左
49	企画課	ふるさと納税制度	ふるさと納税額を増やします。	●23年度 ・これまでにない新たなPRを実施し、ふるさと納税額を増やします。	・産業・観光: 60千円/2件 ・景観: 100千円/件 ・市長まかせ: 1,670千円/4件 (計 1,830千円/7件) ※参考: アイアンマン関係: 16,385千円/47件	市外からのふるさと納税に留まらず、市内の各方面関係者等に対しても積極的に協力をお願いする。	継続	継続	継続	継続
50	企業立地推進室	企業誘致	中部臨空都市及び内陸部の企業誘致を推進します。	●23年度 ・常滑港りんくう地区の活性化によって新たな賑わいを生み出し、企業誘致を推進します。 ・引き続き、内陸部の企業誘致に努めます。 また、新たな工業用地の開発を進めます。	・中部臨空都市空港対岸部に新たに結婚式場1社が立地した。 ・伊勢湾フェリー撤退後、未利用状態が続いていた常滑港(りんくう地区)について活性化計画を策定し、マリナー事業者の公募につなげた。 ・内陸部へは、リチウムイオン電池を製造する事業者1社を誘致した。	・中部臨空都市では、イオンモールの早期出店を促すとともに、常滑港りんくう地区のマリナー整備を推進し、背後地への企業誘致を図る。 ・内陸部での企業誘致に努める。また、新たな工業用地の開発を進める。	・中部臨空都市の企業誘致を推進する。 ・内陸部の企業誘致に努める。また、新たな工業用地の開発を進める。	同左	・中部臨空都市の企業誘致を推進する。 ・内陸部の企業誘致に努める。	同左

## (資料) 常滑市行財政再生プラン2011 H23～H27取組スケジュール

通番	担当課	取組項目	取組概要	取組内容	平成22年度の取組結果 (プラン実施に向けた準備等)	平成23年度取組計画	H24取組計画	H25取組計画	H26取組計画	H27取組計画
51	下水道課	公共下水道・農業集落排水使用料確保	接続率を上げることで、使用料収入を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度～</li> <li>・新規供用開始地区について、重点的に接続のPRを実施します。</li> <li>・既供用地区に重点地区を指定して、未加入世帯等へ接続のPRを実施します。</li> <li>・指定業者に接続のPRを依頼します。</li> <li>※接続率実績 22年度:59%</li> <li>※接続率目標 23年度:60%、24年度:62%、25年度:63%、26年度:65%、27年度:66%</li> </ul>	<p>【公共下水道】既供用地区のうち3年以上経過した(18年度賦課以前のもの)未接続家屋1,455件について、下水道課職員全員で家庭訪問を行い、早期接続の勧奨を行った。また、19年度賦課の未接続家屋395件についてはアンケート調査を行った。</p> <p>【農業集落排水】接続率の低い矢田・久米・松原地区358軒について、家庭訪問を行い早期接続の勧奨を行った。*接続率実績 57.6%(戸数で算出)</p>	<p>引き続き未接続家屋の所有者に対しての接続の勧奨を行う。</p> <p>【公共下水道】 供用開始から3年以上経過している未接続家屋について約4割が訪問できていないため、23年度は残り及び3年未満の家屋についても訪宅を行う。</p> <p>【農業集落排水】 矢田・久米・松原・小鈴谷地区で家庭訪問を行う。</p>	供用開始後3年以上の地区及び集落排水地区(4地区)における未接続世帯の家庭訪問	同左	同左	同左
52	競艇経営企画課	常滑競艇(繰入金)	繰入金を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度～</li> <li>・『第3次常滑競艇経営合理化計画』を推進し、一般会計への一定の繰入金を確保します。</li> <li>・ナイターレースの導入について検討します。</li> <li>・電話投票、外向発売所等の在り方を見直し、戦略的に売上げを向上させます。</li> <li>・従事員の削減など運営経費の削減に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次経営合理化計画を推進した結果、予定どおり5億円の繰入金確保できた。</li> <li>・ナイターレースについては、実施レース場5場の売上等検証し、結果を報告した。</li> <li>・電話投票は、高額購入者向けのキャンペーンを実施。外向発売所は、開催日数を増やすとともに4場発売に努めた。</li> <li>・退職不補充とし、経費削減に努めた。</li> </ul>	引き続き、経営合理化計画を推進し、6億円の繰入金を確保する。	6億円の繰入金を確保	6億円の繰入金を確保	5億円の繰入金を確保	5億円の繰入金を確保
53	財政課	その他の収入増加策の検討	新たな広告媒体等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度～</li> <li>・新たな広告媒体への導入可能性を検討し、可能なものについて導入します。</li> <li>・市有財産の有効な処分・活用を進めます。</li> </ul>	新たな収入増加策の導入に向け検討した。	<p>新たな収入増加策の導入に向け検討・実施する。</p> <p>①有料広告の推進 ・命名権(ネーミングライツ)の実施 ・庁舎内の広告(デジタルサイネージ)</p> <p>②飲料水自動販売機設置の公募制検討</p>	新たな収入増加策の検討・実施	同左	同左	同左
◆H 行政組織等◆										
54	企画課	行政組織	行政組織を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●24年度</li> <li>・市民ニーズの多様化、社会情勢の変化、地方分権改革の進展、職員減への対応など様々な状況に対応するため、行政組織に大部課制を導入します。</li> </ul>	-	H24年4月の組織改正に向けて、庁内検討会議を設置し、改正案の取りまとめを行う。	見直しの実施	-	-	-
55	職員課	職員研修・人事交流	職員研修、人事交流の在り方を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度</li> <li>・民間企業、他団体との人事交流を通じた効果的な職員研修の導入可能性について検討します。</li> <li>・新職員に対する研修を充実・強化します。</li> </ul>	名古屋鉄道(株)、ANA中部空港(株)へ各1人ずつ派遣した。	民間企業等への効果的な職員研修の導入について検討する。	民間等への効果的な職員研修の導入について検討する。	同左	同左	同左